

# 住居確保給付金について

★対象者（①～③のいずれかに該当し、④・⑤の条件を満たす人）

①離職・廃業から2年以内の人

（2年以内に離職した人が、離職後にアルバイト等で生計を維持している場合など、現在就労していても2年以内の離職等を契機として経済的な困窮状態が継続している場合も申請可能です）

②やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人

③フリーランスの場合は仕事のキャンセルが相次いでいる、大きく減収したなど、窮状が分かる文書などがあれば申請可能です

④上記の状態になる前は、世帯の生計を主として維持していた人

⑤収入・金融資産（預貯金および現金）が下表を超えていない人

東京都	
月収要件	月収-賃料額(上限5.37万円)=8.4万円以下
金融資産要件	50.4万円以下
支給額	月収8.4万円以下：5.37万円を上限として賃料額を支給
	月収8.4万円超え：賃料(5.37万円上限)-(月収-8.4万円)

横浜市	
月収要件	月収-賃料額(上限5.2万円)=8.4万円以下
金融資産要件	50.4万円以下
支給額	月収8.4万円以下：5.2万円を上限として賃料額を支給
	月収8.4万円超え：賃料(5.2万円上限)-(月収-8.4万円)

さいたま市	
月収要件	月収-賃料額(上限4.5万円)=8.4万円以下
金融資産要件	50.4万円以下
支給額	月収8.4万円以下：4.5万円を上限として賃料額を支給
	月収8.4万円超え：賃料(4.5万円上限)-(月収-8.4万円)

※賃料額は、管理費・共益費を含まない金額です

※月収は、給与収入の場合は総支給額(交通費支給額は除く)、自営業は事業収入(経費を差し引いた控除後の額)です

※毎月の収入に変動がある場合は、直近3ヶ月間の平均額です

※上記の月収要件・金融資産要件・支給額は、単身世帯の金額です。2人世帯以上は、それぞれ月収要件・金融資産要件・支給額が上記とは異なりますので、各地方公共団体HPにてご確認ください。

※支給は3ヶ月間。一定の要件を満たせば2回延長が可能です(合計9ヶ月間)

※支給額は、貸主または管理会社の口座に直接入金されます。そのため住居確保給付金の申請には、管理会社が記名押印しなければいけない書面があります。お気軽にご相談ください

(不足分がある場合は、別途管理会社または保証会社に支払いをすることになります)

例1) 東京都在住、家賃7.5万円(賃料7.0万円、共益費5千円)・月収6万円の場合  
⇒**5.37万円支給**

※7.5万円-5.37万円=2.13万円の不足分家賃は、別途お支払いいただく必要があります

例2) 東京都在住、家賃7.5万円(賃料7.0円、共益費5千円)・月収10万円の場合  
⇒月収10万円-8.4万円=1.6万円、賃料5.37万円-1.6万円=3.77万円支給

※7.5万円-3.77万円=3.73万円の不足分家賃は、別途お支払いいただく必要があります

例3) 東京都在住、家賃5.0万円(賃料4.5万円、共益費5千円)・月収0万円の場合  
⇒**4.5万円支給**

※5.0万円-4.5万円=5千円の不足分家賃は、別途お支払いいただく必要があります